

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで

私たち夫婦は共に、国民年金制度発足当初から 60 歳に至るまで、国民年金保険料をすべて納付したはずであるにもかかわらず、申立期間の 9 か月だけが納付免除とされているのは納付できない。

また、60 歳になった時に、当該 9 か月の国民年金保険料が納付免除となっていると聞き、納付できなかったが納付したので、申立期間の保険料は二重納付となっている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間である上、申立人夫婦は、国民年金制度発足当初に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行って以降、申立期間の 9 か月を除いて、それぞれ 60 歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録及び特殊台帳（マイクロフィルム）等では、申立期間は申請免除とされているが、申立人夫婦は、「当時の国民年金保険料は、納税組合の集金であり、自分（夫）が納税係であった。免除申請など行っていない。」としている上、申立期間当時の申立人夫婦に生活状況の変化は認められず、申立期間の 9 か月だけが申請免除とされているのは、いかにも不自然である。

一方、申立人は、「60 歳になった時に、当該 9 か月の国民年金保険料が納付免除となっていると聞き、納付できなかったが納付したので、申立期間の保険料は二重納付となっている。」と主張しているが、申立人が 60 歳になった時点において、申立期間の保険料については、時効により納付することができないことから、二重納付したことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年7月から37年3月まで

私たち夫婦は共に、国民年金制度発足当初から60歳に至るまで、国民年金保険料をすべて納付したはずであるにもかかわらず、申立期間の9か月だけが納付免除とされているのは納付できない。

また、夫が60歳になった時に、当該9か月の国民年金保険料が納付免除となっていると聞き、納付できなかったが納付したので、申立期間の保険料は二重納付となっている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人夫婦は、国民年金制度発足当初に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行って以降、申立期間の9か月を除いて、それぞれ60歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録及び特殊台帳（マイクロフィルム）等では、申立期間は申請免除とされているが、申立人夫婦は、「当時の国民年金保険料は、納税組合の集金であり、自分（夫）が納税係であった。免除申請など行っていない。」としている上、申立期間当時の申立人夫婦に生活状況の変化は認められず、申立期間の9か月だけが申請免除とされているのは、いかにも不自然である。

一方、申立人は、「夫が60歳になった時に、当該9か月の国民年金保険料が納付免除となっていると聞き、納付できなかったが納付したので、申立期間の保険料は二重納付となっている。」と主張しているが、申立人の夫が60歳になった時点において、申立期間の保険料については、時効により納付することができないことから、二重納付したことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から47年3月まで  
② 昭和48年4月から49年3月まで

昭和45年12月31日に会社を退職後、すぐに義父が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。46年1月以降の国民年金保険料については、信金の方の集金によりすべて納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「昭和45年12月31日に会社を退職後、すぐに義父が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は49年4月ごろに国民年金の加入手続きを行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その義父が国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、その義父は既に他界している上、申立人の夫は、申立人の国民年金保険料について、「最初は払っていなかったような気がする。」と証言している。

さらに、申立人が国民年金の加入手続きを行ったと推測される昭和49年4月の時点において、申立期間①の大部分の国民年金保険料については時効により納付することができない上、申立人が申立期間①について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 一方、申立期間②については、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和49年4月の時点において、過年度納付することが可能である上、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、申立期間②の直前である47年4月から48年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間②の1年だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

また、申立人の夫は、申立人の国民年金保険料について、「最初は払っていなかったような気がするが、ある時に信金の方に言われて、払える分を一括で払ったと記憶している。」と証言している。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日

平成16年3月に支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、賞与支払届の提出漏れがあり、当該賞与の記録が無いため訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を130万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日

平成16年3月に支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、賞与支払届の提出漏れがあり、当該賞与の記録が無いため訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、130万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を135万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 31 日

平成 16 年 3 月に支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、賞与支払届の提出漏れがあり、当該賞与の記録が無いため訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、135万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を120万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日

平成16年3月に支給された役員賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、賞与支払届の提出漏れがあり、当該賞与の記録が無いため訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間において、120万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

昭和44年3月17日にA社に入社し、2か月ほどB本社での研修後、C支店に勤務し、別荘管理の事務や経理を担当していた。51年4月に同社C支店がD社に変更となった。名前は変わったが同じ会社、同じ場所に勤務しており、この間の厚生年金保険の記録が1か月分無くなっているのは考えられない。3月から4月にかけても継続して勤務し、給料から保険料も天引きされていたので、空白期間について厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の役員の証言及び元同僚の証言により、申立人が同社及びグループ会社に継続して勤務し（昭和51年4月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年2月の社会保険事務所（当時）の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月まで

昭和 42 年 4 月から村の保育園に勤務しており、44 年 4 月に村の正規職員となるまでの 2 年間、村の臨時職員であったため、共済には加入していなかったが、国民年金保険料を給料から天引きされていたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の発行日が昭和 49 年 3 月 23 日であること及び同手帳に記載されている資格取得日が 48 年 4 月 1 日となっていることから、申立人は 49 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行い、48 年 4 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する領収書により、申立人は昭和 48 年度の国民年金保険料を昭和 49 年 3 月 27 日にまとめて納付していることが確認でき、このことは、上述の、申立人は 49 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行ったとの推測と符合する。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、給料から天引きされていたはずであるとしているが、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った記憶は無い上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 51 年 9 月まで  
② 昭和 54 年 6 月から 61 年 4 月まで  
③ 昭和 62 年 6 月から 63 年 8 月まで

申立期間①については、A社が経営する「喫茶B」にC勤務時代の友人の紹介で昭和48年4月から51年9月まで調理係及びウエイターとして勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、D社に昭和54年6月から61年4月まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、勤務期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間③については、E駅前にあったF社G営業所で派遣社員の登録をして、H県I市（現在は、J市）にあるK社に昭和62年6月から63年8月まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が経営する「喫茶B」の元店長の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、A社は、「申立人の勤務記録及び厚生年金保険被保険者資格の得喪については確認できない。申立期間に喫茶店の店長であった者が、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは申立期間後であり、店長が加入していない時期に店員の申立人が、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことはないと思う。」と証言しており、申立人が厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申

立期間①及びその前後において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

加えて、当該事業所では、当時の関係資料は現存しないと説明している上、このほか、申立期間①について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、法務局が保管するD社の商業登記簿において、申立人が記憶する社長と申立期間②の代表取締役の名前が一致することから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和63年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所で被保険者資格のある者は、「厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、会社が適用事業所となってからである。」と証言しているほか、商業登記簿により当該事業所の役員であった3名は、オンライン記録により、申立期間②と同時期に国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、当該事業所の元代表取締役は、当時の関係資料は保存されていないと説明している上、このほか、申立期間②について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、雇用保険の記録により、申立人が昭和61年10月14日から62年8月7日までF社に勤務していたことは認められる。

しかし、F社では、「申立人が所属していたG営業所は既に閉鎖し、当時の担当者も退職しているため、申立人の勤務実態及び勤務期間が不明である。また、本社で一括管理している厚生年金保険加入者名簿では、申立人を被保険者として確認できない。」と証言している。

また、申立期間③当時、申立人がF社から派遣されていたK社では、「F社と派遣契約をしていたが、派遣社員は派遣元の会社から給与が支払われるので、当社で厚生年金保険の被保険者資格を取得させることはない。」と証言している。

さらに、F社に係るオンライン記録により、申立期間③及びその前後において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

加えて、同僚の所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び勤務期間について証言を得ることができず、このほか、申立期間③について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 6 月 23 日から同年 8 月 16 日まで  
③ 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで  
④ 昭和 46 年 2 月 1 日から 47 年 7 月 21 日まで

A社、B社C支店、D社E支店及びD社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、D社を退職時に脱退手当金の説明を受けた覚えは無く、自分で請求した覚えも無い。脱退手当金は受給していないので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間である4回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているが、申立期間後に再加入した厚生年金保険被保険者期間は別の番号で管理されていることを踏まえると、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和48年2月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 7 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に平成元年 7 月 31 日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

平成元年 7 月分の給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社（現在は、B社）の平成元年 7 月分の給与明細書には、厚生年金保険料の控除額が記載されているところ、当該事業所は、「給与からの厚生年金保険料の控除方法は、翌月控除であり、申立人に係る厚生年金保険料については、平成元年 6 月分までを社会保険事務所（当時）に納付した。」と証言していることから、申立人は、同年 6 月分の厚生年金保険料を同年 7 月分の給与から控除されていたと考えられる。

また、雇用保険の離職日の記録、当該事業所が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び労働者名簿により、申立人の当該事業所における退職日が平成元年 7 月 25 日であったことが確認できる。

さらに、当該事業所が、「給与の締め日は毎月 25 日であった。」と証言していることから、申立人については、退職日の翌日である平成元年 7 月 26 日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失する手続が行われたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場

合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第14条において「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は、記録されている平成元年7月26日であると認められ、申立人が主張する同年7月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 21 日から同年 12 月 1 日まで  
平成 11 年 8 月 21 日から 12 年 2 月 15 日までの期間、A 社 B 営業所に勤務したにもかかわらず、申立期間に係る記録が無い。当該期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する履歴書の写し及び複数の元同僚の証言により、申立人が平成 11 年 8 月ごろから A 社 B 営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元事業主及び複数の元同僚は、「A 社には試用期間があり、当該期間については厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該複数の元同僚は、いずれも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できる。

また、申立人の雇用保険の記録では、平成 11 年 11 月 21 日に資格取得、12 年 2 月 15 日に離職となっており、その資格取得日及び離職日は厚生年金保険の資格取得日及び喪失日とおおむね一致する。

さらに、当該事業所は既に廃業となっており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで

昭和 44 年 4 月ごろに公共職業安定所の紹介により、A社に調理人として就職した。翌年の6月まで、朝の6時30分から夜の9時30分までホテル内で勤務し、皇室御訪問の際の対応等にかかわった記憶もある。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A社（現在は、B社）に調理師として勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、申立期間当時、調理場の責任者であった元同僚は、「当時、当該事業所では、5、6人の調理師が働いていたが、調理師は一般社員と違った雇用契約であり、社会保険に加入していなかった。」と証言しているところ、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、調理師で厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのは上述の調理場の責任者のみであり、申立期間当時、同僚調理師として名前が挙げた3人に被保険者としての記録は確認できない。

さらに、申立人は、「給与から厚生年金保険料を控除されていたかは記憶がない。」としているほか、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間及びその前後において、健康保険番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を廃棄しており、このほか、申立期間について申立人が事業主により

給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月6日から25年9月6日まで

昭和34年12月にA社を退職した際には脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間のB社における厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金を受け取った覚えはない。申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年12月27日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したA社の脱退手当金を受給したことを認めているところ、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これにより35年4月20日に支給決定される脱退手当金は、申立期間を含む支給日前のすべての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算されることとなり、同一厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているB社とA社の厚生年金保険被保険者期間を合算した脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間後に勤務したA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は無い。

このほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 10 月 1 日まで

申立期間①についてはA社B支店に、申立期間②についてはC社にそれぞれ正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の仕事内容等の記憶が、複数の元同僚の証言と一致することから、当時、申立人がA社(現在は、D社)に勤務していたことは推認できるものの、申立人のことを記憶している同僚が見つからず、申立人の勤務期間を特定することはできない。

また、申立人は、「申立期間当時、当該事業所には 40 人ぐらいの従業員がいた。」と証言しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は 17 人しか確認できない上、申立期間及びその前後に勤務していた 7 人の元従業員のうち、入社日と被保険者資格取得日がほぼ一致する者は 3 人のみで、他の者は入社後に被保険者資格を取得するまで、4 か月から 2 年程度の期間を要していることから、当時の当該事業所においては、社員全員が入社後すぐに厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いでなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立期間及びその前後において健康保険の番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収

簿等)を既に廃棄しており、このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするC社及び関連会社のE社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が記憶する取引先や瓦工事業界の関係者等からの有力な証言が得られないことから、申立人が勤務したとする当該事業所の実態が特定できない上、申立人が記憶する同僚も所在が不明であることから、申立期間に係る申立人の勤務実態は不明である。

さらに、当該事業所の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)が無い上、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月から 37 年 3 月 1 日まで

昭和 32 年 10 月から A 社に日雇労働者として勤務し、2、3 年後に試験を受けた記憶がある。これは社員になる試験だったと思うし、同僚は 2 年ぐらいで社員になっているのに私だけが 4、5 年かかっており、申立期間について、厚生年金保険の被保険者になっていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、A 社（現在は、B 社）に、昭和 32 年 10 月ごろから日雇労働者として勤務したことが推認できる。

しかし、複数の元同僚の証言によると、当時、日雇労働者として雇われた者は、社員となって厚生年金保険被保険者となるまで数年を要したことがうかがえるところ、オンライン記録によると、上述の複数の元同僚は、いずれも雇入時期から 1 年から 5 年を経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時の当該事業所では、日雇労働者として雇われた者は、一定期間を社員とせず、雇入れと同時に被保険者資格を取得させる取扱いでなかったことがうかがえる。

また、申立人は、試験を受けて社員になったとしているが、複数の元同僚は、「申立人が就いている現場業務には、社員になるための試験は無い。」と証言している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票では、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 37 年 3 月 1 日より前において、健康保険の記号番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当該事業所は、当時の資料が無いため申立人の採用時期は分から

ないと回答しており、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から 14 年 6 月 20 日まで  
平成 12 年 1 月から同年 5 月までの期間の標準報酬月額が 15 万円、同年 6 月から 14 年 5 月までの期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されているが、実際の報酬は 30 万円ほどであったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、平成 13 年 1 月 11 日付けで 12 年 1 月から同年 5 月までの標準報酬月額が 30 万円から 15 万円にさかのぼって訂正され、また、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日の 14 年 6 月 20 日付けで 12 年 6 月から 14 年 5 月までの標準報酬月額が 15 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿によると、申立人は、申立期間及びその前後の期間において当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険関係の手続は自ら行っていた。」と証言している上、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所に在籍していたのは申立人のみであることが確認できることから、申立人は、自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものと考えるのが自然である。

さらに、滞納処分票及び不納欠損決議書により、当該事業所が平成 13 年 6 月分以降の厚生年金保険料を滞納し、調整してもなお残った滞納保険料を不納欠損処理されていることが確認できる上、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったことは確かである。そのことで、社会保険事務所（当時）から呼出しを受け、年金給付額が減額されることなどの説明を受けた。その際、徴収課長から印鑑持参の要請を受け、後日、事務手続のために自ら持参

した記憶がある。」と、当該訂正処理への同意をうかがわせる証言をしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 1 日から平成 4 年 7 月 25 日まで

昭和 57 年 9 月 1 日から平成 4 年 7 月 25 日までの期間、A 社の代表取締役として勤務していたはずであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る商業登記簿及び元従業員の証言により、申立人が平成 4 年 7 月 25 日まで、当該事業所に代表取締役として勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 63 年 3 月から平成 4 年 7 月まで厚生老齢年金（平成 3 年 2 月から 4 年 7 月までは通算老齢年金（厚生老齢年金及び国民老齢年金））を受給していることが確認できる上、昭和 59 年 2 月 15 日から 63 年 3 月 1 日まで申立人の健康保険の被扶養者となっていた申立人の母親が、同年 3 月 10 日から他界する平成元年 9 月 26 日まで申立人の妻の被扶養者となっていることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所の会計業務を受託していた税理士事務所の担当者は、「申立期間当時、当該事業所は財政状態が悪く、社会保険料を滞納しがちであったので、社会保険料の会社負担分を軽減するため、申立人の被保険者資格を喪失させたと思われる。」と証言していることから、当該事業所では、昭和 63 年 3 月ごろ、社会保険料の会社負担を軽減するために申立人に係る厚生年金保険の資格喪失手続を行ったものと推認できる。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金

台帳、源泉徴収簿等)は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 25 日まで  
中学卒業後、昭和 32 年 4 月から A 社に勤務したが、翌年、B 高校 C 分校定時制に進学することになり、高校の始業時間に間に合わないことから 33 年 3 月に退社した。退社の際、総務の事務員から厚生年金証書を受取りに来るように言われたが、行かなかった。給与から保険料が控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、申立人と前後に中学を卒業し、当該事業所に入社した元同僚のオンライン記録によると、昭和 29 年入社の方が 8 か月後、30 年入社の方が 11 か月後、33 年入社の方が 12 か月後にそれぞれ厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は 32 年 4 月に入社し、11 か月後の 33 年 2 月に高校進学のため退社することを当該事業所に伝え、同年 3 月に退社したとしていることから、当該事業所では、申立人の在籍期間中において厚生年金保険の被保険者資格の取得手続を行わなかったことが考えられる。

さらに、当該事業所は既に全喪しているが、事業所の所在地とされる場所に当該事業所は存在しておらず、商業登記簿に記載されている元役員は所在不明であることから、申立人の勤務実態及び勤務期間について証言を得ることができない。

このほか、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。